

議案第 5 5 号

令和 7 年度沼田市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度沼田市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度沼田市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔